

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文化庁）

制 度 名	重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の非課税措置	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>現状では、租税特別措置法第 40 条の 2 第 2 項において、個人が、重要文化財に準ずる文化財（重要文化財と同等の価値があるもの及び重要有形民俗文化財）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）に譲渡した場合の譲渡所得について、2 分の 1 が課税となることとなっている。これを、個人が、重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、重要文化財と同様に非課税とする。</p> <p>現行法令の改正点としては、以下の通り。</p> <p>①租税特別措置法第 40 条の 2 第 1 項を次のように改める。</p> <p>（現行）個人が、その有する資産（土地を除く。以下この条において同じ。）で、文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財として指定されたものを国（独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立科学博物館を含む。次項において同じ。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。</p> <p>（改正後）個人が、その有する資産（土地を除く。）で、文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財として指定されたもの及び同法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財として指定されたものを国（独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。</p> <p>②租税特別措置法第 40 条の 2 第 2 項及び租税特別措置法施行令第 25 条の 18 を削除する。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1.2 百万円 （ - ）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

## (1) 政策目的

文化財保護法において、重要有形民俗文化財は、重要文化財等の他の国指定文化財と同等のものとして、後世に適切な状態で引き継ぐ観点から管理・保存についての各種の規制が課されている。しかし、個人所有の場合、所有者の経済的事情や高齢化等から必ずしも十分な管理・保存がなされないおそれがある。

このような重要有形民俗文化財の散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行っていくためには、文化財保護に強い責務を有する国又は地方公共団体がその主体となる必要がある。ゆえに、個人が国又は地方公共団体に重要有形民俗文化財を売渡した場合に重要文化財と同様の税制上の優遇措置を図ることにより、国民共有の貴重な財産である重要有形民俗文化財について、個人から、国又は地方公共団体への移転の促進を図る。

また、民俗文化財については、地域の風俗慣習や民俗芸能等と強く結びついたものであるため、その地域毎に保存・活用されることが望ましい。このため、譲渡先に地方公共団体を追加することにより、地域での保存・活用が促進され、さらには民俗文化財を活用した地域活性化にもつながることが期待される。

## (2) 施策の必要性

### ① 公益性の有無

民俗文化財は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」（文化財保護法第2条第3号）と定義付けられる。重要有形民俗文化財とは、「有形の民俗文化財のうち特に重要なもの」（文化財保護法第78条第1項）であり、後世に継承すべき貴重な国民共有の財産であるため、国又は地方公共団体においてその保存・管理を適切に行っていくべく、所有の移転を促進することは高い公益性が認められる。

### ② 政府関与の必要性

重要有形民俗文化財は、重要文化財と同様に文化財保護法に基づき、国が自ら指定し、その売り渡しについては国に先買権が認められている（文化財保護法第83条）。また、管理・修理に対して補助を行うなど、その適切な保存・管理に関して強い責務を有するとされているものであり、重要民俗文化財の散逸・滅失等を防ぐためにも、国の責務として関与する必要がある。

### ③ 国と地方の役割分担の適切さ

文化財保護法に基づき、我が国にとって特に価値が高いものとして指定した重要有形民俗文化財の適切な保存・管理は、国又は地方公共団体がその役割を担う必要がある。

また、民俗文化財は他の文化財と比べて、地域毎の風俗慣習、民俗芸能を反映したものであるため、地方公共団体の担う役割は非常に大きい。

### ④ 民営化・外部委託の可否

国民の貴重な財産である重要民俗文化財を適切に保存・管理し、その散逸・滅失を防ぐことは国の責務であり、民営化・外部委託はできない。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	文部科学省政策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実
		政策の達成目標	個人が所有する重要文化財及び重要有形民俗文化財について、文化財保護法に基づく適切な保存・管理を行うとともに、他への譲渡が生じる場合は、国又は地方公共団体への円滑な売渡しを促すことにより、国民共通の財産である重要な文化財の散逸や滅失を防止するとともに、その適切な保存及び活用を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	重要文化財及び重要有形民俗文化財について、国又は地方公共団体が個人所有者から買い上げることにより、重要文化財及び重要有形民俗文化財の公有化を進め、文化財保護の推進を図る。
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	・重要有形民俗文化財の指定件数：211件（平成23年8月1日現在） （※重要文化財の指定件数：12,811件（平成23年8月1日現在））
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国又は地方公共団体への譲渡所得税の非課税化は文化財の公有化を図る上で有効であり、既に譲渡所得税が非課税とされている重要文化財については、5年間で23件の譲渡がなされている（平成18～22年度）。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・重要文化財及び重要有形民俗文化財（家屋及びその敷地）の所有について、固定資産税・特別土地保有税・都市計画税（地方税）は非課税。 ・なお、重要文化財（動産又は建物）の譲渡所得について、国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に対しては非課税。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・国宝、重要文化財等の買上げ （平成23年度予算額：2,187百万円） ・史跡等の買上げ （平成23年度予算額：13,626百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって重要文化財及び重要有形民俗文化財の国又は地方公共団体への譲渡が促進される。

		要望の措置の妥当性	重要文化財及び重要有形民俗文化財の国又は地方公共団体への譲渡を促進することにより、我が国の貴重な国民の共有財産の散逸や滅失を防止することが期待できることから妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
	これまでの要望経緯		<p>昭和 47 年度 国に対し重要文化財・準ずる文化財の売り渡しの際の譲渡所得税の非課税措置の創設</p> <p>昭和 50 年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充(重要文化財のみ)</p> <p>昭和 55 年度 有効期限の設定(昭和 57 年 12 月 31 日まで)</p> <p>昭和 57 年度 5 年間の延長(昭和 62 年 12 月 31 日まで)</p> <p>昭和 62 年度 5 年間の延長(平成 4 年 12 月 31 日まで)</p> <p>平成 4 年度 ①準ずる文化財について 2 分の 1 課税に変更 ② 5 年間の延長(平成 9 年 12 月 31 日まで)</p> <p>平成 9 年度 5 年間の延長(平成 14 年 12 月 31 日まで)</p> <p>平成 13 年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合の特例の維持</p> <p>平成 14 年度 5 年間の延長(平成 19 年 12 月 31 日まで)</p> <p>平成 19 年度 5 年間の延長(平成 24 年 12 月 31 日まで)</p>